

平成28年（健）第5466号（以下「甲事件」という。）

平成28年（健）第5486号（以下「乙事件」という。）

平成29年9月29日裁決

主文

甲事件再審査請求及び乙事件再審査請求をいずれも棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

甲事件再審査請求人兼乙事件再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下、平成27年法律第31号による改正前のものを「旧健保法」、改正後のものを「新健保法」、併せて指す場合は単に「健保法」という。）第99条による傷病手当金（以下、單に「傷病手当金」という。）について、後記第3の2及び3記載の原処分甲及び原処分乙の取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、繊維筋痛症による療養のため労務不能であったとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、全国健康保険協会〇〇支部長（以下「支部長」という。）が、同一の支給事由の障害厚生年金を受給したためとして、支給済みの傷病手当金の額を更正決定し、又は、傷病手当金の支給額を調整したこと、不服を申し立てた事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする精神疾患（以下「本件傷病A」という。）により、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第47条による、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金を受給していたが、その後、繊維筋痛症（以下「本件傷病B」という。）により障害基礎年金の裁定を請求したところ、障害等級2級と認定され、平成〇年〇月〇日、本件傷病A及び本件傷病Bの各障害を併合し障害等級1級の障害基

礎年金及び障害厚生年金に改定された。また、請求人は、本件傷病Bによる療養のため労務不能であったとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、傷病手当金を受給していた。

2 甲事件

請求人は、本件傷病Bによる療養のため労務不能であったとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「申請期間甲」という。）について、1か月毎に区切って、毎月傷病手当金を請求し、受給していたところ、支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「傷病手当金と同一支給事由の厚生年金保険法による障害厚生年金を受給したため。」という理由により、申請期間甲に係る傷病手当金の額を更正決定する旨の処分（以下「原処分甲」という。）をした。

請求人は、原処分甲を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

3 乙事件

請求人は、本件傷病Bによる療養のため労務不能であったとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「申請期間乙」という。）について、傷病手当金を請求したところ、支部長は、申請期間乙のうち同年〇月〇日から同月〇日までの期間については同年〇月〇日付で、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については同年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害厚生年金が支給されているため傷病手当金の支給額を調整します。」とした支給決定通知書を通知（平成〇年〇月〇日付及び同年〇月〇日付の支給決定通知書を併せて、以下「原処分乙」といい、原処分甲と併せて「原処分」という。）した。

請求人は、原処分乙を不服として、東海北陸厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

4 当審査会は、甲事件及び乙事件を併合して審理することとした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると定められ、傷病手当金の額は、次のように定められている。

旧健保法第99条第1項には、1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）をいう。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を支給すると規定され、そして、平成28年4月1日施行の新健保法第99条第2項には、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とするとしている。

また、旧健保法第108条第2項及び新健保法第108条第3項には、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病

につき厚年法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は支給せず、ただし、その受けることができる障害厚生年金の額につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないとときは、その差額を支給すると規定されている。そして、上記厚生労働省令で定めるところにより算定した額として、健康保険法施行規則第89条第1項において、旧健保法第108条第2項及び新健保法第108条第3項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額を360で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすると定められている。

2 厚年法第52条の2には「障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。）の受給権を有するに至ったときは、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害と当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。」と規定している。

3 本件の場合、請求人が、本件傷病A及び本件傷病Bにより障害の状態にあるとして、平成〇年〇月から障害等級1級の障害厚生年金の支給を受けていていること、及び、請求人が、申請期間甲及び申請期間乙について、本件傷病Bの療養のため労務不能であったため、傷病手当金の支給を受けたことについては当事者間に争いがないものと認められるところ、請求人は、支部長が行った、本件傷病A及び本件傷病Bにより障害厚生年金の支給を受けていることを理由として、傷病手当金の支給額を調整した原処分を不服としているものと解されるのであるから、本件の問題点は、原処分が上記の健保法及び厚年法の規定に照らして適法であると認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 請求人は、本裁決書添付の別紙1にお

いて、平成〇年〇月に改定された障害厚生年金のうち、初診日が国民年金被保険者期間である本件傷病Bに係る部分は障害基礎年金に相当するため、傷病手当金との調整は必要ではなく、また、本件傷病Aに係る障害厚生年金は、同一の傷病ではない本件傷病Bに係る傷病手当金とも調整は必要ないと主張する。

まず、本件を厚年法の規定に照らすと、本件傷病Aに係る障害厚生年金の受給権者であった請求人に、新たな本件傷病Bが発生し、この本件傷病Bの初診日が国民年金の被保険者期間であり、国民年金法第30条に規定する障害基礎年金の受給権を有するに至ったとしても、本件傷病Aと本件傷病Bを併合し、障害厚生年金の額を改定するのであって、改定後の障害厚生年金には本件傷病A及び本件傷病Bが含まれることになり、それぞれを切り分けることはできないことになる。

次に、健保法の規定に照らすと、改定後の障害厚生年金には、本件傷病Bが含まれており、本件傷病Bのみを単独の障害基礎年金として別途、判断することができない以上、傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病につき障害厚生年金の支給を受けることになる。

そうすると、請求人が受給していた本件傷病Aに係る2級の障害厚生年金は、本件傷病Bが発生したことにより、本件傷病A及び本件傷病Bを併合して1級の障害厚生年金になったのであって、傷病手当金と同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚年法による障害厚生年金の支給を受けるのであるから、傷病手当金を支給しないことになる。そして、傷病手当金の額より、障害厚生年金の額の方が少ないため、調整を行った上で、健保法第99条によって算出した差額を支給するとした本件は、健保法及び厚年法の規定に照らして適法であったと認められる。

2 よって、原処分は適法かつ相当であつて、これを取り消すことはできず、更正決定又は調整により傷病手当金を減額さ

れたとして差額分の追加支給を求めることもできないことになり、請求人の本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。